

令和4年度 熊本県国土利用計画審議会議事録

- 1 日時 令和5年2月17日（金）13時30分開会、15時15分閉会
- 2 場所 県庁行政棟本館 5階「審議会室」
- 3 出席した委員 別紙1のとおり
- 4 説明のため出席した職員 別紙2のとおり 15名
- 5 会議の成立
委員総数19名中15名の出席があり、熊本県国土利用計画審議会条例（以下「条例」という。）第5条第3項の規定により、会議は有効に成立した。
- 6 審議された案件及びこれに対する審議の結果

審議された案件	根拠法令等	審議の結果
国土利用計画法第9条の規定に基づき定められている土地利用基本計画の変更（別添会議資料のとおり）	国土利用計画法第9条第14項において準用する同条第10項	

【審議会の概要】

1 開 会

元島審議員の司会により、審議会の開会と審議会の成立の報告がなされた。

2 挨拶

開会にあたり永友地域・文化振興局長が挨拶を行った。

3 議 事

(1) 熊本県土地利用基本計画の変更（案）について

条例第5条第2項に基づき、鹿嶋会長が議長となり審議が行われた。

(事務局より、参考資料1により熊本県国土利用計画審議会の概要等を説明。)

(次に、資料により熊本県土地利用基本計画の変更（案）を説明。)

(次に、資料 別添により報告事項を説明。)

(鹿嶋議長)

事務局から説明があり、今回報告するのは、土地利用基本計画の森林地域の縮小をする案件が5件。

何かご意見ご質問は。

(磯田委員)

参考資料1の12ページに都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域とあるが、本審議会で審議するところは、その外枠が変更する時、という説明があった。

市街化調整区域が市街化区域になる等の審議は、各市町村の都市計画審議会等でされるのか、あるいは県の都市計画審議会か。

(都市計画課 平山審議員)

市街化調整区域や市街化区域、いわゆる線引き変更については、市町村ではなく、県が指定の権限を持っている。政令市である熊本市については熊本市が持っている。

県又は熊本市の都市計画審議会で線引き変更については審議していただく。

(磯田委員)

非線引き都市計画区域の場合はどうか。

(都市計画課 平山審議員)

非線引き都市計画区域には、市街化区域や市街化調整区域はありませんが、用途地域の変

更は、各市町村の案件。

(鹿嶋議長)

菊陽や合志は熊本都市計画区域であり、今日はこの区域の話も出るかと思うが、そういった話は後ほど「その他」でまとめて行いたい。

(吉井委員)

参考資料 1 の 1 ページ、熊本県国土利用計画審議会の概要、15 ページの審議の取り扱いそして 16 ページの林地開発許可制度の概要を合わせて見ていただきたい。

この審議会の役割は、県が土地利用基本計画の策定及び変更する場合に、審議会の意見を聴くこと。しかし現状は、すべての事業が完了した後に報告を受ける、審議会というより報告会になっているのが現状。

こうなった理由として、平成 28 年に委員からこのような意見が出たため、とあるがこれは解釈の違いであり、こういう状況は報告会にしかならないため、もっと早い時期に審議会をやるべきではないか、という意見を事務局が違った解釈をしたのではないか。

本来もっと早期に審議を行うべきで、例えば広大な地域の変更とかある場合は、これはちょっとおかしいのではないか、危険ではないかという意見を言う場がこの審議会ではないかと考える。

例えば、今回の 24 ヘクタールを扱うメガソーラーを作った件、資料に載っている写真を見る限り、右上辺りがかなり急な傾斜地になっているように見える。あの面積に降る雨を木が受けとめて、地面が吸い込むとよほど違うが、すべてソーラーパネルがはね返して、外に流れるとどれだけ危険か。

このようなメガソーラーを作る前に、危険だからもっと様々な方法を考えなければいけないと意見を言うのがこの審議会ではないかと思うが、皆様はどうお考えか。委員の皆様にお伺いする。

(坂本真理子委員)

大津森林地域の 24 ヘクタールは、熊本県環境影響評価条例にかかる面積ではないのか。

ハザードマップで調べてみたところ、地図の左下が特別警戒区域と接している。そのようなところに 24 ヘクタールの森林が伐採されると危険な状態だが、そういう点も検討されたのか。

(鹿嶋議長)

今委員からいただいた御意見が二つ。

森林地域の縮小を報告にしたという手続きの問題。もう一つは大津のメガソーラーの防災面について。

まずは大津のメガソーラーについて。

(森林保全課 森本主幹)

林地開発では審査基準で、災害がなく、洪水発生をしないという基準がある。該当地域については5つほどの調整池により水を一時的に貯め、一気に流さないという設計にしている。

また、急傾斜のところを切り開いているが、防災施設等を設置している。こういったところを審査基準で審査している。

環境影響評価条例について、今回の案件は条例改正前の事業で国の認可を受けており、条例の対象外。

(吉井委員)

調整池がどこにあるか確認したい。

(事務局：スクリーンにて説明)

(吉井委員)

こんなに小さな調整池で充分かどうかは、一目瞭然ではないか。

(磯田委員)

森林地域の縮小については、この審議会では必ず話題になる。

過去の当審議会において単なる報告ではなく、関係部局へフィードバックするというような意見が出たような気がするが、そういう記録はないか。

少しこちらの意見も反映できる結果のようなものが、5年くらい前に出たような気がする。

(堀主幹)

国土利用計画審議会には、地域振興課のほかに、林地開発許可制度を運用する担当課等も出席している。

当審議会で、森林地域の縮小に関する議論の中で出た意見については、参考として林地開発許可制度を運用する事務処理に生かしていただくという話を、過去のこの審議会ですべていただいたところ。

(磯田委員)

それはいつか。

(堀主幹)

後程報告する。

(鹿嶋議長)

他に意見や質問は。

(松浦委員)

あれだけの面積を削ると森林破壊が心配。先ほど吉井委員も言われたように、手の施しよ

うがない状態でこの会議をするのはおかしい。

仮に他の企業が少し離れたところにこのような施設を大々的に作れば、この地域は山自体がなくなり、地盤沈下がおきてしまう。そういうことを危惧している。このような場所は許可を止めてほしい。

(鹿嶋議長)

今後もこのような開発がある場合に、何か規制をすることができるのかというところ。

(森林保全課 森本主幹)

林地開発は規制という形ではない。

森林法では個人の財産権もあり、先ほどお伝えした4基準を満たした場合は許可しなければならない。

調整池は面積的には小さく見えるかもしれないが、縦方向の深さがあり、一時的に貯める機能は十分果たしている。1ヘクタールを超えるものについては、4つの基準で審査している。

今年の4月から森林法が変わり、0.5ヘクタールを超えると林地開発許可申請が必要となる。このため、0.5ヘクタール程度の開発においても調整池や防災施設の確保が必要となり適切に指導していく。

(奥名委員)

林地開発許可の件も含め、様々な意見が出ているが、開発はそれだけの条件がそろってないと許可できない。許可には必ず基準があり、きちんと行政で審査した上で結論を出しているかと思う。

この審議会是个別の開発案件を判断するものではないと思っており、先ほどの質問等は当審議会の話とは少し意味合いが違うのではないかと、という印象を持った。ですから、縮小に至った経緯等について詳しく、各担当部局の方からこういう流れで今のような方向になったという説明をしていただければ、理解が深まるのではないかと。

(堀主幹)

吉井委員からの最初のご意見については、参考資料1の1ページ、15ページ及び16ページをご覧になり、森林地域の縮小に関して報告案件として扱われるというのがどうなのか、という意見であった。

吉井委員が感じられた、今のタイミングで報告を受け、自分たちは何をすればいいのか、というような認識については理解できる。

先ほど15ページと16ページで、森林地域の縮小に係る審議を報告案件とした取り扱いに関する経緯を説明したが再度説明する。

16ページの林地開発許可制度の概要をご覧いただきたい。林地開発に関し申請があり、その後許可や工事がなされ完了確認が行われる。

そして完了確認を行ったタイミングで、森林法の地域森林計画対象民有林から外すという

説明をさせていただいた。

なぜこのタイミングで地域森林計画対象民有林から外すのかというと、経済的社会的情勢の変動などにより、林地開発許可後に事業の停止や未着手となることも想定されることから、林地開発申請書の内容に基づき、完了したことを確認する必要があるため。

具体的には、許可後、事業者において開発をされるが、仮に許可をしたタイミングで地域森林計画対象民有林から外してしまうと、森林法の観点から監督処分ができなくなることから、完了確認するまで地域森林計画対象民有林とし、森林法の適用が可能とする制度になっている。

開発が完了した段階で地域森林計画対象民有林から外す。それに即して土地利用基本計画の森林地域から外す、というような運用。

こうしたことから、これまでの審議会において、森林地域の縮小で審議をお願いしていたが、委員の皆様から、当審議会で審議するタイミングでは既に開発が終わっており、実質的な議論の余地がないのではないかという意見が以前からあった。

この運用とこうした状況については、熊本県の国土利用計画審議会だけではなく、他県の審議会でも同様の状況にあった。このような状況を踏まえ、国土交通省から「国土利用計画法に基づく土地利用計画及び国土利用計画の運用指針」が平成 25 年に各都道府県に示されたところ。

その中で、この森林地域の縮小案件については、あらかじめ、審議会の承認を得て、報告事項とするという今後の取り扱いを決めると、それ以降、その取り扱いで運用していくことも可能という運用例が示され、熊本県においてもこの運用例を参考に平成 28 年度からこの取り扱いにしている。こういったことを 15 ページに記載しているところ。

(吉井委員)

審議会の概要にある、県が土地利用基本計画の策定及び変更する場合に意見を聴くというところはどうか。

(堀主幹)

森林地域の縮小に関しては、今申し上げた通り報告事項という形で取り扱いをしている。

一方で、15 ページの下部、計画図変更に係る過年度の審議状況を記載している。審議状況の表、左側を見ていただくと、諮問事項があり、例えば平成 28 年度は農業地域の拡大、平成 29 年度は、農業地域の拡大と縮小、令和元年と令和 2 年度については、農業地域の縮小を諮問している。

森林地域の縮小案件についてのみ報告事項としているが、これからも都市地域の拡大縮小、農業地域の縮小拡大、自然公園地域の拡大縮小については、委員の皆様へ審議という形でお諮りさせていただく。これが 1 ページに書いている審議会の役割 (3) 県が土地利用基本計画の策定及び変更する場合に、審議会の意見を聴く、という役割になっている。

(吉井委員)

これから増えていくと考えられる森林地域の縮小は、この審議会でも意見を言うことができ

ないということか。

(堀主幹)

当審議会是个別の開発案件について審議する場ではないが、ここで出た意見については、庁内関係課が出席しており、各課が所管する例えば、林地開発許可制度の運用に活かしていく。繰り返しになるが、森林地域の縮小案件は、あくまでも報告事項。

(鹿嶋議長)

この場で出た様々な意見については、当審議会に出ておられる関係課にフィードバックしていくということであり、ここで出した意見が無駄になるということではない。

(野中委員)

参考資料1の16ページに林地開発許可制度の概要があり、4つの要件を満たすと許可しなければならないということ。その要件の3つ目の「環境の保全」は周辺の地域において環境を著しく悪化させる恐れがあるかどうかとあるが、何が環境を著しく悪化させると見なされるのか。

(森林保全課 森本主幹)

基本的には、その周辺に悪影響を与えないかどうか。

例えば残置森林という形で森林を何%以上残すことや、粉塵、騒音を周りに出さないようにという形で基準が設けられている。

(鹿嶋議長)

粉塵や騒音を基準にしているということ。これは阿蘇の外輪山に巨大なメガソーラー多く存在し、景観が著しく悪化していると感じるが、それは対象にならないということか。

(森林保全課 森本主幹)

基本的には周りの環境が基準となる。

(鹿嶋議長)

景観面から規制はかけられないということ。

他に意見や質問は。

(吉井委員)

参考資料2の10ページ、②の森林について、私の周りでも問題になっているが、不在村森林所有者の増加、森林の管理水準の低下への対策を講じる、それからボランティア等の多様な主体による様々な取り組みにより解消に努める、とあるが、具体的に今何をされているのかをお聞きしたい。

そして14ページに、県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標があり、農地・森林・

原野等いろいろな区分があり、2016年から2030年にかけて目標値が出してある。それを見ると道路以外ほとんど同程度で推移している。現在の数値はどうなっているのか。目標値で言えば森林が1900ヘクタールほど減り、その他という部分が1700ヘクタールほど増えている。これは森林がメガソーラーに変わった部分ではないかと思うがどうなのか。

もう一つ、30ページに森林環境税について記載があるが、現在どういう使われ方をしているのかお伺いしたい。

森林環境税は人口によって配分してあるという話を伺ったことがある。結果として、一番人口が多いがそれほど山がない熊本市に多く配分され、山は多いが人口が少ないところにはそんなに配分されていないという話を聞いた。

(森林整備課 若杉主幹)

森林環境税は令和6年度から、国民1人当たり1000円徴収することになっている。それに先駆け、県及び市町村に森林環境譲与税が配分されている状況。

令和4年現在、全国で400億の財源が県及び市町村に配分されている。吉井委員がおっしゃられたように、その配分の割合は400億の半分が森林の面積割、3割が人口の割合、残り2割が林業就業者の割合で配分されている。

県内の市町村で使われている森林環境譲与税のおおむね4分の3ぐらいは、森林の整備関係、間伐や道の整備など個人では維持管理されていない山を市町村が代わって整備するための調査などに充てられている。

その他、森林を整備するにあたり、林業に従事する担い手の方々がいないと順調に整備も進まないということで、担い手対策や木材の普及や利用に充てられているところ。

県の条例では、市町村が行う様々な活動を支援する施策に充てている状況。

(堀主幹)

県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標値の質問に関し、最新の調査結果の報告をさせていただく。

令和3年の農地が1075km²、それから森林が4604km²、原野が86km²、次に水面・河川・水路が246km²、道路が301km²、宅地が380km²、その他が713km²。

(吉井委員)

その他がかなり増えている。これがメガソーラーの面積ではないかと解釈をしている。

(坂本真理子委員)

当審議会ですべての意見は、各課の今後の事務処理に活かされることを期待して話したいことがある。

メガソーラーにより森林が24ヘクタール伐採されると、動植物にもものすごいダメージが与えられる。例えばこの面積の一部分にライン状に緑の回廊となる木本類を何ラインか植えていくだけでもこの地域の生き物にとっては全然違ってくる。

また、都市計画策定の際、野生動物にとっては非常に利用価値が高い場所があるので、そ

の際に、木本類が植えてある公園を数多く配置する、工事の際に作られる調整池も大きいのを一つではなくて、小さいものをいくつか作るなど、ちょっとした工夫で、動植物との共存が可能になる場合もある。許可を出す際そういったことを指導してほしい。

(坂本浩委員)

ここに出るたびに発言させていただくのは、森林の開発関係。諮問を受け、委員が一生懸命審議してお返しする、というようなことになっていない前提の中で、報告を受けて意見をいう、それしかないということは、受け入れざるをえない状況。

もしも林地開発許可について、どうにか民間の意見を取り入れた方が良いということであれば、この林地開発許可制度の中で、もっといろんな意見を聞くことができる制度設計をもう一度考えた方が良いのではないかと思う。

それと先ほど報告を受けた県土の利用区分ごとの面積の推移、これは目標ということで設定をされているということであり、目標というのは現状追認ではなく、農地の面積は同程度にとどめたい、森林の面積も同程度にとどめたいということであれば、それ以上に減ろうとしている現状について、何らかの対策をしなければならないのではないか。

(堀主幹)

今のご指摘を踏まえ、関係部局と連携しながら今後の業務を進めていきたい。

(原委員)

参考資料2の14ページの表について、その他が増えているが、その他にはどういうところが入っているのか。

(堀主幹)

その他については、合計を見ていただき7409 km²とあるが、これが県土面積。この県土面積から農地、森林原野、水面道路、宅地すべて差し引いた面積をその他で計上している。

(原委員)

その他の具体的な中身は。

(堀主幹)

12、13ページに記載しているが、その他には文教施設、公園緑地等、低未利用地、沿岸域がその他に反映されている。

(原委員)

メガソーラーもここに入っているか。

(堀主幹)

メガソーラーは開発後、森林の面積から除外されるが、その後どこに計上されるか、本日

準備できていないため、後日、皆様にメール等で報告する。

※後日県から、各委員へメガソーラーはその他に含まれる旨報告済み。

(松浦委員)

先ほど坂本浩委員が言われたように、森林を開発するときの規制について、私達の意見が反映されるような検討会を行うことなど、熊本県が先頭に立ち、他の県にない仕組みを作っ
てほしいと考える。

一つ質問で、参考資料1の16ページに記載のある4つの視点中の環境問題について、周
辺に迷惑がかからないようにするとの説明だったが、環境はそれ以外にもたくさんある。

水害、防災、地震、地盤沈下など、数え切れないほどある環境問題の中で、ただ周りに迷
惑をかけないというだけでは足りない。具体的な規約等があれば教えてほしい。

(森林保全課 森本主幹)

先ほどは説明が不足したが、土砂災害や地盤沈下は防災に入る。環境はあくまでも粉塵な
どを方針としている。

(エネルギー政策課 久多見主幹)

先程来委員の方々から、メガソーラーに関する懸念の声をいただいていることから、県の
現状を補足的に説明する。

メガソーラーに関しては、県内各地で実際にその周辺とトラブルに至るような事例が複数
報告をされているという実情があるが、再生可能エネルギーの導入自体は、避けては通れな
いものと考えている。

県としては、地域と共生できない再生可能エネルギーは絶対に続かないという認識は持っ
ており、県のエネルギー計画の中でも、「地域共生型の再生可能エネルギー施設の導入」を
掲げ、取り組みを進めている。

その中で、太陽光発電、陸上風力発電についてゾーニング調査を行っていることを本日紹
介をしたい。

これは昨年度から進めており、様々な個別法規制があるが、再生可能エネルギーを導入す
べきではないエリアはどこで、法規制があるが調整をすれば大丈夫なエリアはどこかなど、
地図情報の重ね合わせを行い、その上で地元で検討いただき、「ここなら再生可能エネルギ
ー発電ができる」というエリアを導き出していただく。そのための参考情報を市町村に提供
する取り組みを進めているところ。

今年度内にも成果をまとめ、来年度、各市町村にそういった情報をお伝えすることで、再生
可能エネルギーの適地誘導を図り、これまでのような開発のあり方を少しずつ変えていくと
いうことをやっていきたいと考えている。

(堀主幹)

先ほど磯田委員の質問に対し、ここで出た意見は関係課へフィードバックするという話を
させていただいたが、議事録を確認したところ、平成29年度の議題としても森林地域の縮

小案件が多くあり、太陽光発電に関して様々なご意見があった経緯の中で事務局から、国土利用計画審議会は森林の開発案件について適否を判断するというものではなく判断に関しては個別規制法の方にゆだねており、ここでは審議は行わないが、包括的な意見等については関係部署の方にお伝えし、そこが持っている審議会に、フィードバックをさせていただくというようなお答えをしている。

(磯田委員)

その後の問題もある。工事された状態は元の森林に戻らない可能性があるため、工事後も見ていかなくてはいけないと思う。やはりここで出た意見は関係課へフィードバックしてほしい。

(坂本真理子委員)

ゾーニングの話で、市町村の境にどうしても風力の適地が集まると思うのですが、気をつけていただきたいのは、連立すると思わぬ災害やダメージがあるので、同時に何ヶ所も許可することはやめていただきたい。一つずつ環境の影響を見ながらお願いしたい。

(鹿嶋議長)

今回の報告の5件についてはよろしいか。
会議次第の2、その他について事務局の方から何か。

(堀主幹)

特にない。

(鹿嶋議長)

委員の皆様から何か。

(塩本委員)

T SMC進出の関係で、菊陽町を中心とする地域は、今日出てきたような森林林地域ではなく農業地域が多いと思うが、農業地域の場合は、参考資料1 12ページの地域区分のイメージ図に従うと、農業振興地域という外枠があって、その中に農用地区域、その他がある。

農地を開発する場合は、農振除外という手続きが必要だと思うが、この場合は当審議会の諮問事項になるという理解でよろしいか。

(堀主幹)

農用地区域からの除外、いわゆる農振除外する際に農業振興地域そのものに影響がない場合には、この審議会の審議事項にはならない。

(農地・担い手支援課 田川課長補佐)

今の質問について、農業振興地域そのものを動かす場合は限られており、農業振興地域と

重なってはいけないところにする場合、例えば市街化区域とか用途区域にする場合は、農業振興地域と重なってはいけないことになっており、その際に農業振興地域を縮小する作業を行う。

それ以外の部分については、森林とは違い農地転用されても農業振興地域については、そのまま農業振興地域から外すというようなことはしないため、外枠で言うところの農業地域を縮小するのは、都市計画との兼ね合いに限られてくるのが実態。

(鹿嶋議長)

意見や質問が他にないようであれば、以上で議事を終了し事務局にお返しする。

(元島審議員)

本日報告した森林地域の縮小に係る県の土地利用基本計画の変更の案については、先ほど説明したように今後国土交通省への協議を経て、3月末に計画の変更というスケジュールで進めていく。

いただいた御意見については、個別規制法の担当部局にフィードバックを行う。

以上で熊本県国土利用計画審議会を終了する。

(以上)